

石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準

施行 平成15年4月1日
最近改正 令和2年3月25日
(改正施行 令和2年4月1日)

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第90条の規定により、石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準を次のとおり定める。

1 条例第89条に規定する石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者は、当該石綿排出作業による大気の汚染の防止に努めるに当たり、次に定める事項を遵守するものとする。

(1) 作業基準

条例施行規則第70条に定める作業ごとに、次に掲げる事項を遵守すること。

ア 条例施行規則第70条第1号に規定する吹付け石綿に係る作業

1	吹付け石綿の除去の処理	<p>次に掲げる事項を遵守して作業をするか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>(1) 大気汚染防止法施行規則第16条の4に規定する作業基準（以下「法作業基準」という。）を遵守すること。</p> <p>(2) 床面、壁面等にシート等の養生を行うこと。</p> <p>(3) 作業場所（石綿を含有する建材の除去又は封じ込め若しくは囲い込み（以下「除去等」という。）の作業を行う場所をいう。以下同じ。）の出入口には、セキュリティゾーン（更衣室、洗浄室及び前室の3室からなるものをいう。以下同じ。）を設置すること。</p> <p>(4) 規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを装着した集じん・排気装置を設置すること。</p> <p>(5) 作業場所及びセキュリティゾーンを負圧に保つため微差圧計等により差圧の管理を行うとともに、スモークテスター等により気流の確認を行うこと。</p> <p>(6) 石綿を含有する建材の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において、粉じんを迅速に測定できる機器（粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、総繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）を含む。以下同じ。）を用いること等により確認すること。</p> <p>(7) 石綿を含有する建材の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場所及びセキュリティゾーンが負圧に保たれていることを微差圧計及びスモークテスター等により確認すること。</p> <p>(8) 除去する部分を薬液により湿潤化すること。</p> <p>(9) 作業場所において初めて石綿を含有する建材の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認すること。</p> <p>(10) (5)から(7)まで及び(9)の確認により異常が認められた場合は、直ちに作業を中断し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>(11) (5)から(7)まで及び(9)の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録すること。</p> <p>(12) (11)の記録は条例第94条の規定による石綿排出作業に係る完了の届出を提出するまでの間保存すること。</p> <p>(13) 飛散防止のための適切な工法による除去処理作業を行うこと。</p> <p>(14) 施工部の除去状態を点検すること。</p> <p>(15) 除去した下地面へ粉じん飛散防止剤を散布すること。</p>
---	-------------	--

		<p>(16) 施工後の作業場所の空气中に粉じん飛散抑制剤を噴霧すること。</p> <p>(17) 除去した石綿廃棄物は、廃棄専用プラスチック袋を用いて適切に二重梱包し、一時保管場所に集積すること。</p> <p>(18) 作業場所で使用した機材は、清掃を行ってから場外へ搬出すること。</p> <p>(19) 作業場所及びセキュリティゾーンに使用した養生シートは、廃棄専用プラスチック袋を用いて適切に二重梱包し、一時保管場所に集積すること。</p>
2	吹付け石綿の封じ込めの処理	<p>次に掲げる事項を遵守して作業をするか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。ただし、当該施工部における吹付け石綿の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該吹付け石綿を除去すること。</p> <p>(1) 法作業基準を遵守すること。</p> <p>(2) 床面、壁面等にシート等の養生を行うこと。</p> <p>(3) 作業場所の出入口には、セキュリティゾーンを設置すること。</p> <p>(4) 規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを装着した集じん・排気装置を設置すること。</p> <p>(5) 作業場所及びセキュリティゾーンを負圧に保つため微差圧計等により差圧の管理を行うとともに、スモークテスター等により気流の確認を行うこと。</p> <p>(6) 石綿を含有する建材の処理を行う日の当該処理の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いること等により確認すること。</p> <p>(7) 石綿を含有する建材の処理を行う日の当該処理の開始前に、作業場所及びセキュリティゾーンが負圧に保たれていることを微差圧計及びスモークテスター等により確認すること。</p> <p>(8) 処理する部分を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>(9) 作業場所において初めて石綿を含有する建材の処理を行う日の当該処理の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認すること。</p> <p>(10) (5)から(7)まで及び(9)の確認により異常が認められた場合は、直ちに作業を中断し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>(11) (5)から(7)まで及び(9)の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録すること。</p> <p>(12) (11)の記録は条例第 94 条の規定による石綿排出作業に係る完了の届出を提出するまでの間保存すること。</p> <p>(13) 飛散防止のための適切な工法による作業を行うこと。</p> <p>(14) 施工部の仕上がり状態を点検すること。</p> <p>(15) 作業場所で使用した機材は、清掃を行ってから場外へ搬出すること。</p>
3	吹付け石綿の囲い込みの処理	<p>吹付け石綿の封じ込めの処理に準じた方法で行うこと。ただし、当該吹付け石綿の切断等（掻き落とし、切断又は破砕をいう。以下同じ。）を伴わない処理の場合は、吹付け石綿の封じ込めの処理に係る作業基準(1)、(2)、(8)及び(13)から(15)までを遵守して作業をするか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。この場合においても、当該施工部における吹付け石綿の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該吹付け石綿を除去すること。</p>

イ 条例施行規則第70条第2号に規定する断熱材等に係る作業

1	断熱材等の処理 (切断等の方法 で除去するもの)	吹付け石綿の除去の処理に準じた方法で行うこと。
2	断熱材等の処理 (切断等以外の 方法で除去する もの)	次に掲げる事項を遵守して作業をするか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 (1) 法作業基準を遵守すること。 (2) 作業場所にシート等の養生を行うこと。 (3) 除去する部分を薬液等により湿潤化すること。 (4) 飛散防止のための適切な工法による作業を行うこと。 (5) 施工部の除去状態を点検すること。 (6) 除去した下地面へ粉じん飛散防止剤を散布すること。 (7) 施工後の作業場所の空气中に粉じん飛散抑制剤を噴霧すること。 (8) 除去した石綿廃棄物は、廃棄専用プラスチック袋を用いて適切に二重梱包し、一時保管場所に集積すること。 (9) 作業場所で使用した機材は、清掃を行ってから場外へ搬出すること。
3	断熱材等の処理 (封じ込め、又は 囲い込みの方法 によるもの)	吹付け石綿の囲い込みの処理に準じた方法で行うこと。

ウ 条例施行規則第70条第3号に規定する石綿布に係る作業

1	石綿布の処理	断熱材等の処理に準じた方法で行うこと。
---	--------	---------------------

エ 条例施行規則第70条第4号に規定する石綿を含有するセメント建材に係る作業

1	石綿を含有する セメント建材の 処理	次に掲げる事項を遵守して作業をするか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 (1) 当該作業の対象となる建築物等にシート等の養生を行うこと。 (2) 石綿を含有するセメント建材を処理する際には、薬液等により湿潤化すること。 (3) 飛散防止のための適切な工法による作業を行うこと。 (4) 取り外した石綿を含有するセメント建材は、湿潤状態を保ちながら一時保管場所に集積すること。また、細かく破砕されたものは、廃棄専用プラスチック袋に密封し、一時保管場所に集積すること。
---	--------------------------	---

備考 その他アからエまでに定めのない事項については、最新の環境省の「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を参照すること。

(2) 石綿濃度等の測定

条例第93条の規定による石綿濃度等の測定は、次に定める方法に準じて行うこと。

1	捕集時の注意点	(1) 原則として、降雨、降雪及び強風時を避けること。 (2) 作業期間中の測定は、原則として除去等の作業の初日に実施すること。 (3) 作業終了後の測定は、原則として養生撤去を完了した日又は翌日など速やかに実施すること。 (4) 天候、風向、風速、温度及び湿度の記録を行うこと。 (5) 空気捕集口の高さは地上1.5m以上とする。ただし、集じん・排気装置の排出口の測定の場合は、その高さに合わせて適宜調整すること。
---	---------	--

2	作業期間中の測定地点	<p>(1) 集じん・排気装置又はセキュリティゾーンを設置する作業の場合</p> <p>ア 集じん・排気装置の排出口</p> <p>イ セキュリティゾーンの出入口</p> <p>ウ 敷地境界付近（4方位）</p> <p>(2) (1)に該当しない作業の場合</p> <p>ア 作業場所の近傍</p> <p>イ 敷地境界付近（4方位）</p>
3	作業終了後の測定地点	<p>(1) 集じん・排気装置又はセキュリティゾーンを設置する作業の場合</p> <p>ア 作業場所内の適切な地点</p> <p>イ 敷地境界付近（4方位）</p> <p>(2) (1)に該当しない作業の場合（石綿を含有するセメント建材の処理の作業を除く。）</p> <p>ア 作業場所内の適切な地点</p> <p>イ 敷地境界付近（4方位）</p>

- 備考
- 1 石綿を含有する建材中にクリソタイル以外の石綿を含む場合は、最新の環境省の「アスベストモニタリングマニュアル」に準じて測定を行うこと。
 - 2 同一の建築物等において除去等の作業を複数の作業場所で行う場合は、原則として作業場所ごとに測定を実施すること。
 - 3 同一の作業場所において除去等の作業が7日を超えて実施される場合は、原則として7日までごとに1回以上の頻度で測定を実施すること。
 - 4 敷地境界付近の4方位の測定は、対象建築物等から敷地境界付近までの距離が離れている場合は、敷地境界付近に代えて対象建築物等の周辺で測定できる。
 - 5 測定結果の評価については、最新の環境省の「アスベストモニタリングマニュアル」を参照すること。
 - 6 石綿の飛散が確認された場合は、作業を中断し、作業の点検を実施するとともに報告すること。

(3) その他事項

次に掲げる事項を遵守すること。

1	事前調査	<p>条例第92条の2の規定による調査は、次の方法により行うこと。</p> <p>(1) 目視、設計図書等により調査すること。</p> <p>(2) (1)の調査で明らかにならない場合には、石綿の使用の有無を分析により調査すること。ただし、当該建築物等に石綿を含有する建材が使用されているものとして、石綿排出作業を施工する場合はこの限りではない。</p>
2	石綿排出作業に係る掲示板	<p>次に定めるところにより周辺住民等へ石綿排出作業の内容等を周知するための掲示板を設置すること。</p> <p>(1) 設置場所は、接道する敷地への入口など周辺住民等から見やすい場所とすること。</p> <p>(2) 石綿排出作業を開始する7日前までに掲示し、当該作業が完了するまでの間、掲示すること。</p> <p>(3) 掲示板のサイズは縦35cm以上、横45cm以上とすること。</p> <p>(4) 記載内容は次に掲げる事項とする。ただし、他法令等に基づく掲示に追記する形式で表示しても差し支えない。</p> <p>ア 届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>イ 石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>ウ 石綿排出作業の実施の期間</p> <p>エ 石綿の飛散を防止するために講ずる措置の内容</p> <p>オ 石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡先</p>

2 条例第 92 条に規定する発注者等は、当該石綿排出作業による大気の汚染の防止に努めるに当たり、次に定める事項を遵守すること。

(1) 届出書に添付する事項

石綿排出作業に係る届出には、条例に定める事項のほか、次に掲げる事項を添付すること。

1	石綿排出作業の開始の届出 (条例第 92 条)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 条例第 92 条の 2 の規定による調査の結果 (2) 条例規則第 71 条の 6 及びこの指導基準の第 1 項第 3 号の規定による掲示 板 の記載内容（規格 A 4 に縮小したもの） (3) 石綿排出作業の対象となる建築物等の部分の見取図（主要寸法及び石綿を 含有する建材の使用箇所を記載したもの） (4) 作業場所の隔離、養生の状況を示す見取図（主要寸法、隔離された作業場 所の容積（m^3）、セキュリティゾーン並びに集じん・排気装置の設置場所及 び排気口の位置を記載したもの） (5) セキュリティゾーンの構造を示した図 (6) 作業場所及びセキュリティゾーンの負圧管理計画（記録用紙の雛形を含む） (7) 集じん・排気装置の機種、型式、設置数及び仕様又はカタログ（排気能力 （m^3/min）、使用するフィルタの種類及びその集じん効率（%）が明記され たもの）、稼働確認の方法及び記録用紙（雛形） (8) 粉じんを迅速に測定できる機器を使用する場合にあっては、当該機器の種 類、型式及び仕様又はカタログ (9) 粉じん飛散防止剤・粉じん飛散抑制剤等の薬液、隔離用シート等の石綿排出 作業に使用する資材の仕様又はカタログ (10) 封じ込め又は囲い込みの処理にあっては、当該施工部分における吹付け石 綿等の劣化状態及び下地との接着状態等を確認し、その結果について写真 等で説明した資料 (11) 石綿排出作業の工事施工体系図（緊急連絡先が明記されたもの） (12) 石綿濃度等の測定業者名 (13) 石綿濃度等の測定日、測定箇所及び測定数
2	石綿排出作業の完了の届出 (条例第 94 条)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 石綿濃度等の測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定箇所並びに測定法 (2) 作業場所及びセキュリティゾーンの負圧管理の記録 (3) 集じん・排気装置の稼働確認の記録 (4) 条例規則第 71 条の 6 及びこの指導基準の第 1 項第 3 号に規定する掲示 板の 設置状況及びその掲載内容を撮影したもの

備考 1 配置図には、この指導基準の第 1 項第 3 号に規定した掲示板的設置場所を記載すること。

2 石綿排出作業の工程表には、石綿濃度等の測定日、測定箇所及び測定数を分かりやすく記載すること。

3 大気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項及び第 2 項の規定による届出には、同条第 3 項に規定する事項のほか、条例施行規則第 71 条に定める事項及びこの指導基準の第 2 項に規定した事項を併せて提出すること。

石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準

施行 平成 15 年 4 月 1 日
最近改正 令和 3 年 7 月 21 日
(改正施行 令和 3 年 10 月 1 日)

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第90条の規定により、石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準を次のとおり定める。

条例第89条に規定する石綿排出工事の発注者、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該石綿排出工事における石綿排出作業による大気の汚染の防止に努めるに当たり、次に定める事項を遵守するものとする。

1 作業基準

石綿排出工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年横浜市規則第 17 号。以下「条例施行規則」という。）第 70 条の 2 に規定する石綿排出作業を実施するに当たり、大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号。以下「法施行規則」という。）第 16 条の 4 に規定する作業基準（以下「法作業基準」という。）を遵守するほか、次に掲げる事項を遵守すること。

1	条例施行規則第70条の2第3号に規定する石綿布に係る作業	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている石綿含有建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め（以下「除去等」という。）を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。ただし、石綿含有建築材料の囲い込み又は封じ込めを行うに当たっては、当該石綿含有建築材料の劣化状態を確認し、劣化が著しい場合は、当該石綿含有建築材料を除去すること。</p> <p>(1) 石綿含有建築材料の除去等を行う場所（以下「作業場」という。）をシート等で事前に養生し、密閉性を確保すること。</p> <p>(2) 除去等を行う石綿含有建築材料を薬液により湿潤化すること。</p> <p>(3) 石綿含有建築材料の除去等の後、養生を解くに当たっては、作業場内の清掃その他の石綿の飛散を抑制するための処理を行うこと。</p>
2	条例施行規則第70条の2第4号に規定する石綿含有セメント建材に係る作業	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている石綿含有建築材料の除去を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>(1) 作業の対象となる建築物等の周囲をパネルやシート等により養生する等、飛散防止のための適切な措置を講ずること。</p> <p>(2) 除去する石綿含有建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>(3) 石綿含有建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外す等、適切な方法による作業を行うこと。</p> <p>(4) 石綿含有建築材料のうち、石綿を含有するけい酸カルシウム板第1種にあっては、切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すことにより除去することが技術上著しく困難なとき又は建築物等を改造し、若しくは補修する作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、石綿含有建築材料（石綿を含有するけい酸カルシウム板第1種）の除去を行う部分の周辺を事前にシート等で養生すること。</p> <p>(5) 石綿含有建築材料の除去後、作業場内を清掃すること。また、(4)の養生を行ったときは、当該養生を解くに当たっては、作業場内の清掃その他の石綿の飛散を抑制するための処理を行うこと。</p> <p>(6) 取り外した石綿含有建築材料は、飛散防止のための適切な措置を講じて一時保管場所に集積すること。</p>

3	<p>条例施行規則第70条の2第5号に規定する作業のうち石綿を含む仕上塗材に係るもの</p>	<p>法作業基準のほか、次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている石綿含有建築材料の除去を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>(1) 電気グラインダーその他の電動工具を用いて石綿含有建築材料を除去する場合（集じん装置付きのものを用いる場合を除く。）は、石綿含有建築材料の除去を行う部分の周辺を事前にシート等で養生し、密閉性を確保すること。</p> <p>(2) 高圧水洗工法で石綿含有建築材料を除去する場合は、集じん装置付き高圧水洗工法とするか、作業場を事前にシート等で養生し密閉性を確保するとともに、廃水が流出及び地下浸透しないよう適切な措置を講ずること。なお、集じん装置付き高圧水洗工法で除去するときは、廃水が流出及び地下浸透しないよう床面を養生するなど適切な措置を講ずること。</p> <p>(3) 石綿含有建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、作業場内の清掃その他の石綿の飛散を抑制及び廃水の流出を防止するための処理を行うこと。</p>
---	--	---

2 周辺の住民等への周知

石綿排出工事の元請業者又は自主施工者は、次に定めるところにより、周辺の住民等へ当該石綿排出工事における石綿排出作業の内容等を周知するための掲示板を設けること。

1	設置場所	<p>接道する敷地への入口など周辺の住民等から見やすい場所に設置すること。</p>
2	設置期間	<p>石綿排出作業を開始する日の3日前までに設置し、当該石綿排出作業が完了するまでの間、設置すること。</p>
3	掲示板の大きさ	<p>規格A3以上の大きさとする。</p>
4	記載内容	<p>次に掲げる事項を記載すること。なお、他法令等に基づく掲示に追記する形式で表示しても差し支えない。</p> <p>(1) 石綿排出工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 石綿排出作業が条例施行規則第70条の2第3号及び第4号の作業に該当するときは、条例第92条の届出年月日及び届出先</p> <p>(3) 石綿排出工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡先</p> <p>(4) 石綿排出作業の実施の期間</p> <p>(5) 石綿排出作業の方法</p>

3 石綿濃度等の測定

石綿排出工事の元請業者又は自主施工者は、条例第93条の規定による石綿濃度等の測定を次に定めるところにより行うこと。

(1) 測定方法

石綿濃度等の測定は、石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第93号）に定める方法により行うこと。ただし、石綿含有建築材料に使用されている石綿の種類にクリソタイル以外の石綿が含まれるときは、最新の環境省の「アスベストモニタリングマニュアル」に準じた方法により行うこと。また、総繊維数濃度が1本/Lを超えたときは、石綿繊維数濃度を確認すること。

(2) 測定箇所

石綿含有建築材料の除去等の作業期間中及び作業終了後の測定は、次に掲げる箇所において行うこと。

1	吹付け石綿及び石綿含有断熱材等の除去等の作業（集じん・排気装置及び前室を設置して行う作業の場合）	作業期間中	(1) 集じん・排気装置の排気口 (2) 前室の出入口 (3) 敷地境界付近（4方位）
		作業終了後	作業場内の適切な箇所
2	吹付け石綿及び石綿含有断熱材等の除去等の作業（1の項に該当する場合を除く。）	作業期間中	(1) 作業場の出入口 (2) 敷地境界付近（4方位）
		作業終了後	作業場内の適切な箇所
3	石綿布及び石綿含有セメント建材の除去等の作業	作業期間中	敷地境界付近（4方位）

備考 1 1の項及び2の項において、隔離又は養生した作業場が複数ある場合は、作業場ごとに測定を行うこと。

2 2の項において、局所的に隔離するための袋状の用具を用いて作業を行う場合は、作業場に係る測定箇所は除去等を行う箇所の近傍とする。なお、局所的に隔離するための袋状の用具を用いて行う作業を複数の箇所で行う場合は、当該複数の箇所を一つの作業場として扱うことができる。

3 敷地境界付近（4方位）の測定は、作業の対象となる建築物等から敷地境界までの距離が離れている場合は、敷地境界付近に代えて当該建築物等の周辺で測定できる。

(3) 注意点

ア 作業期間中の測定は、原則として除去等の作業の初日に行うこと。また、除去等の作業が7日を超えて実施される場合は、原則として7日までごとに1回以上の頻度で行うこと。

イ 作業終了後の測定は、原則として隔離シート等の撤去を完了した日又は翌日等速やかに行うこと。

ウ 試料の採取に当たっては、捕集条件並びに採取時の天候、風向及び風速を記録すること。

4 応急の措置及び報告

石綿排出工事の元請業者又は自主施工者は、当該石綿排出工事における石綿排出作業により、石綿が作業場以外の場所に飛散したとき、又は飛散するおそれが生じたときは、直ちに、その旨を市長に通報するとともに、石綿の飛散を防止するための応急の措置を執ること。また、当該事態の状況及び執った措置の概要を速やかに市長に報告すること。

5 届出書に添付する事項

石綿排出工事の発注者又は自主施工者は、当該石綿排出工事における石綿排出作業に係る届出に、条例に規定する事項のほか、次に掲げる事項を添付すること。

1	石綿排出作業の開始の届出(条例第92条)	(1) この指導基準の第2項の規定による掲示板（必要事項を記載し、規格A4に縮小したもの） (2) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第18条の15第1項又は第4項に規定する調査において法施行規則第16条の5第2号の分析による調査を行った場合は、当該調査の結果 (3) 法第18条の15第5項の規定による掲示板（必要事項を記載し、規格A4に縮小したもの） (4) 作業場の隔離又は養生等の状況を示す見取図（主要寸法、隔離された作業場及び前室の容積（ m^3 ）、集じん・排気装置及び前室の設置場所並びに集じん・排気装置の排気口の位置を記載したもの） (5) 作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認する計画及びその記録用紙
---	----------------------	--

		<p>(6) 使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認する計画及びその記録用紙</p> <p>(7) 集じん・排気装置の機種、型式、設置数及び仕様（排気能力（m^3/min）、使用するフィルタの種類及びその集じん効率（%）が明記されたもの）</p> <p>(8) 粉じんを迅速に測定できる機器を使用する場合にあっては、当該機器の種類及び型式</p> <p>(9) 粉じん飛散防止剤・粉じん飛散抑制剤等の薬液、隔離シートその他の石綿排出作業に使用する資材の仕様</p> <p>(10) 石綿含有建築材料の囲い込み又は封じ込めを行う場合は、当該石綿含有建築材料の劣化状態及び下地との接着状態等を確認し、その結果について写真等で説明した資料</p> <p>(11) 石綿排出工事に係る石綿排出作業に関する施工体系図（緊急連絡先が明記された連絡体制図を含む）</p> <p>(12) 石綿濃度等の測定業者名</p> <p>(13) 石綿濃度等の測定日、測定箇所及び測定数</p>
2	石綿排出作業の完了の届出(条例第94条)	<p>(1) 1の項(1)及び(3)に掲げる掲示板の設置状況及びその掲載内容を撮影したもの</p> <p>(2) 1の項(5)及び(6)に掲げる事項を確認した結果を記録した記録用紙</p>

- 備考
- 1 石綿排出作業の対象となる建築物等の配置図には、1の項(1)及び(3)に掲げる掲示板の設置場所を記載すること。
 - 2 石綿排出工事の工程表には、石綿濃度等の測定日、測定箇所及び測定数を分かりやすく記載すること。
 - 3 法第18条の17第1項及び第2項の規定による届出には、同条第3項に規定する事項のほか、条例施行規則第71条に規定する事項及びこの指導基準の第5項に規定する事項を併せて提出すること。